

平成 18 年 3 月 1 日

関係各位

H F A 審判員長
越山賢一

装身具着用の禁止(通達)に関する補足説明

前略。J F A の装身具着用の禁止(通達) (2006.2.1 .) に対し、北海道内においてわずかばかりの混乱があるようですので、ここで再度確認を行います。

今後の審判活動で支障の無いようご確認ください。なお、フットサルに関しても同様の通達が出ていることを申し添えます。

1、 装身具と競技者の用具とは区別すること

- ・ 試合前に確認するが、せいぜい問診程度にとどめ、触診まですることは無いだろう。前半は確かにはずしたが、後半再び身につけてプレーしていた場合、または、はずしたふりをして入場再入場した場合(審判の責任でもあるが・・・) などは、警告の対象になることを視野に入れておく。

運 用

- ・ 装身具を着けていることで警告はしない。しかし取り外しに従わない場合、試合には参加させない。
- ・ 試合中、装身具を発見した場合、取り外させる。インプレー中であっても外したことを 4 T h、副審が確認できたならば主審の許可を得て入場できる。フットサルの場合は自由な交代を使える。

2、 ヘアバンド・リストバンドについて

- ・ 2 ページ目の写真 1 のようなヘアバンドは認められる。 ただし、安全性が保障できない材質、長さ、幅に関しては主審が着用の可否を判断する。また、メッセージ性のあるものや好ましくないデザインは許すべきではないだろう。色に関して規定はない。
- ・ リストバンドの使用は問題ない。色に関して規定はない。

3、 特別な用具について

- ・ 自分自身や相手競技者にとって危険であるものを身につけることは許されないが、柔らかくて軽い、パットが入っているヘッドギア・フェイスマスク、ひざや腕のプロテクターは問題ないだろう。
- ・ 新技術によって開発された安全と判断できるスポーツめがねは使用を認めることができる。
- ・ 装身具を覆う目的以外の、つまり補強のためのテーピングは問題ない。
- ・ 自分自身や相手競技者にとって危険でないと判断される、腰用コルセット、ひざ用サポーターは問題ない。

審判員に関して

この通達は競技者に対するもので審判員はこれまでと変化ありません。

以上

(競技規則より抜粋)

第4条 競技者の用具

基本的な用具

ゴールキーパー：

それぞれのゴールキーパーは、他の競技者、主審、副審と区別をつく色の服装をする。

特別な用具

競技者は、自分自身のみならず他の競技者にとって危険である用具等を用いることや身につけることは許されない。

ヘッドギア、フェイスマスク、膝や腕のプロテクターなど最近の保護用具は柔らかくて軽く、パッドが入っていて危険とは考えられないので、使用することが認められる。

新技術によって開発されたスポーツめがねは競技者自身と他の競技者にとって、非常に安全なものである。



装身具

すべての装身具には危険性が潜んでいる。“危険”という言葉はあいまいで論議を呼ぶことになるので、統一的で一貫性を保つため、どのような装身具であっても禁止する。

競技者は、装身具をテープで覆うことは許されない。装身具をテープで覆うことで適切に保護できるとはいえない。

試合直前に混乱しないためにも、各チームはこのことについて事前に競技者に伝えなければならない。

1 ネックレス



2 リストバンド



3、ネックレス



4、指輪



5、ネックレス

6、7、8、テープで覆ったイヤリングと指輪

注・写真1はヘアバンドの禁止を表したのではなく、皮製のネックレスを示したものである。